



## 第7章

# その他の景観形成に関する方針

(景観法第8条第2項第3号)



## 第7章 その他の景観形成に関する方針（景観法第8条第2項第3号）

### 7-1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

#### 1) 指定方針

地域の自然、歴史、文化などから見て特徴的な外観を有し、日常的な暮らしの中で市民にとってかけがえのない存在であると認められるものを指定します。

指定に当たっては景観法に基づく提案制度（法20条、法29条）を活用し、市民発意を原則とします。

なお、文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定されている建造物、樹木は指定することができません。

#### 2) 指定手順

手順① 所有者及び景観整備機構が、対象候補の景観上の重要性や今後の管理の方針等について述べた上で指定を提案します。

手順② 市長は提案された案について、景観審議会と協議を行います。

手順③ 市長が指定、不指定を決定し提案者に通知します。

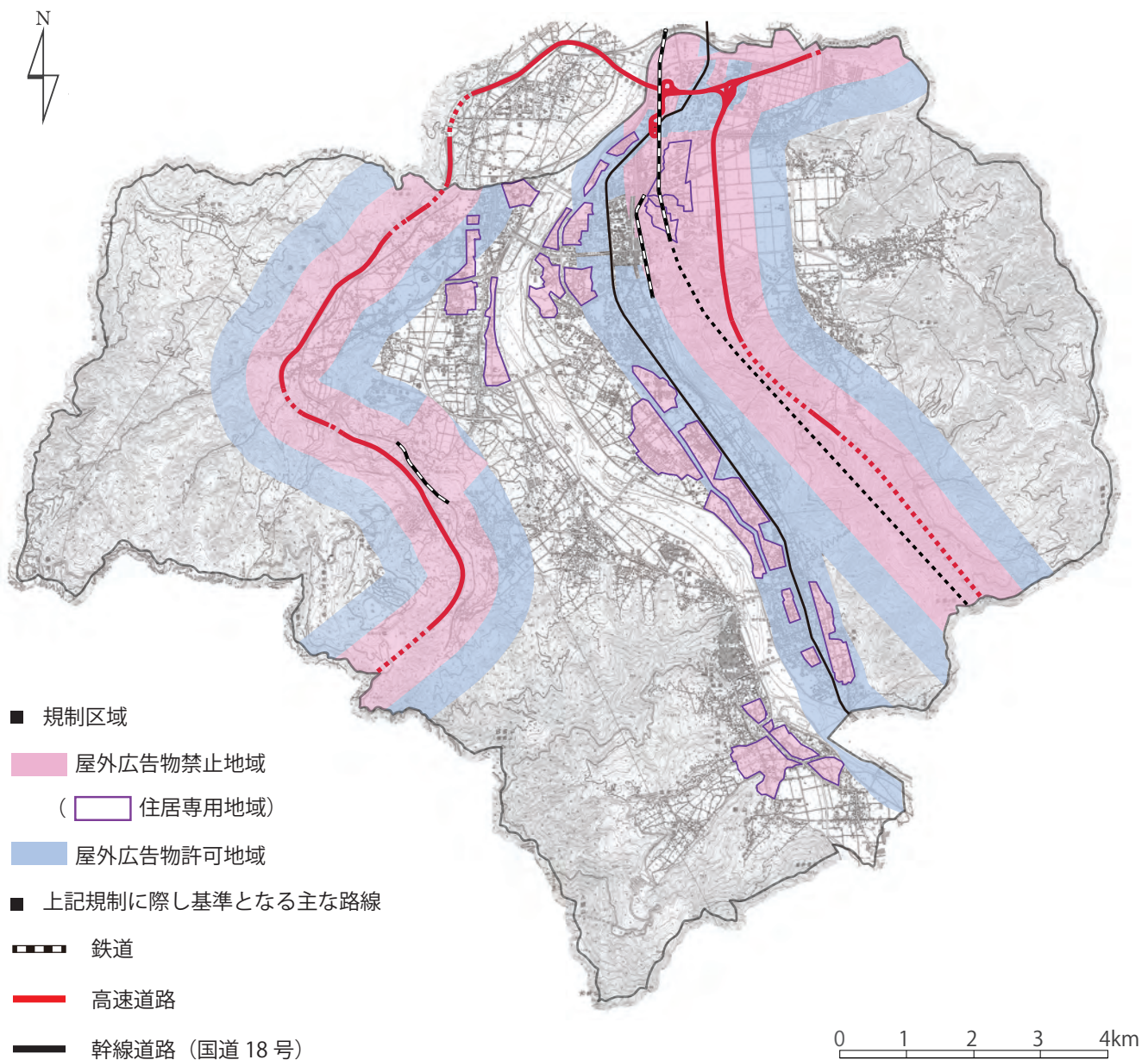
## 7-2 屋外広告物の表示及び掲示に際しての行為の制限に関する事項

屋外広告物が景観に与える影響は大きく、今後は方針だけに留まらず、千曲市独自の具体的な行為の制限を定めていく必要があります。

しかし、屋外広告物の行為の制限にあたっては事業者の理解が必要であり、また千曲市の美しいまちづくり景観条例とは別に、千曲市独自の屋外広告物条例を制定する必要があります。

そこで現段階では、長野県の景観育成計画及び屋外広告物条例に従うこととし、千曲市独自の具体的な行為の制限は、今後、屋外広告物条例を制定することにより、規定していきます。

長野県の屋外広告物条例に基づき、千曲市では、屋外広告物禁止地域と、屋外広告物許可地域が位置づけられています。屋外広告物禁止地域は、例外を除いて屋外広告物を設置できない地域、屋外広告物許可地域は、屋外広告物を設置するにあたり許可を必要とする地域です。



千曲市における屋外広告物規制適用地域



## 7-3 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 1) 景観重要公共施設の指定方針

市全域から見て、あるいは、各地域において景観形成上重要な公共施設（道路、橋、公園、河川）を、景観重要公共施設に位置づけ、積極的な景観形成を図ります。

景観重要公共施設の指定に際しては、施設管理者と十分な協議を行い、随時追加指定できるものとしてします。

#### (1) 市全域から見て景観形成上重要な公共施設の例

##### ①道路

- 国道 18 号
- 国道 403 号
- 国道 18 号バイパス

##### ②橋

- 粟佐橋<sup>あわさ</sup>、千曲橋<sup>へいわ</sup>、平和橋<sup>へいわ</sup>、冠着橋<sup>まんよう</sup>、大正橋<sup>まんよう</sup>、万葉橋<sup>まんよう</sup>、新幹線屋代南<sup>きょうりょう</sup>・北橋梁

##### ③河川

- 千曲川

#### (2) 各地域の中で景観形成上重要な公共施設の例

##### ①道路

- 県道<sup>しらいしちくま</sup> 白石千曲線
- 県道<sup>おばすてていしやじょう</sup> 姨捨停車場線
- 都市計画道路 中央通り線

### 2) 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可基準

施設管理者が有する各施設の整備方針等との調整を図りながら、今後、千曲市の景観形成にふさわしい整備の方針や、整備を行う際の手続き、占用等の許可の基準等を、制定していきます。

## 7-4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

景観法による建築物・工作物に対する規制は、都市部での景観を念頭においたものであり、山里や棚田などの農村地域の景観については建築物・工作物の規制とは異なる施策が必要となります。

そこで、良好な農地景観を有しているにもかかわらず、農業従事者の不足等から、営農の持続が難しい地区に対しては、今後、景観農業振興地域整備計画を策定することを検討していきます。